

2012年9月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸 殿

和歌山県議会議長 山下直也 殿

市民オンブズマンわかやま

代表 阪本康文

代表 松井和夫

連絡先 和歌山市十二番丁10番地

和歌山合同法律事務所内

TEL 073-433-2241 FAX 073-433-2767

情報公開の促進と透明度を高める改善要望書

謹啓 貴職らにおかれましては、日頃は、県民のため、県政の発展のためご尽力されていることに敬意を表します。

さて、第19回全国市民オンブズマン弘前大会がこの8月25、26日に開催され、同大会において、各種アンケート調査の結果が発表されました。その中に、次のとおり和歌山県及び和歌山県民にとって極めて不名誉な結果報告がありました。第1は 2012年度予算編成の透明度ランキング調査の結果が全国最下位のワースト1位だったことです。

このランキングは、予算編成過程をわかりやすく県民に説明するために必要と思われる事項を公開しているかという情報公開の観点及び、予算策定にあたって市民（県民）の意見を反映する制度を設けているかという市民の行政参加の機会の保障という観点から調査したものです。和歌山県は、27調査項目あるうち21項目で得点が得られず、総得点が100点満点中僅か20点でした。このランキングは、一昨年に引き続いて2回目の調査（昨年は震災の影響で中断）であるところ、前回の順位はワースト2位でした。前回ワースト1位だった岐阜県は今回トップになり、前回ワースト2位だった当県がワースト1位になったということです。これは、岐阜県が、予算編成過程の情報及び市民（県民）の意見を述べる機会を保障するように改善努力したからに他なく、それも一躍トップに躍り出るほど改善に努力したからだといえます。その一方、和歌山県は改善努力をしなかったため最下位になったといえます。

第2は、2011年度各都道府県平均情報公開度全国ランキング調査の結果がワースト2位だったことです。

このランキングは、各都道府県及び各都道府県内市（全市）の①首長交際費の公開度と運用、②議会の議事録の公開、③使いやすい情報公開条例か否か、④教育委員会の会議録が公開されているかなどを調査した結果を点数化し、各都道府県及び各都道府県内市の平均点を全国ランキングしたものです。全国の平均点は52.11でした。和歌山県の得点は平均点を僅かに上回る59点でしたが、県内9市で平均点を上回るどころはなく、御坊市及び岩出市が県内市最低の26点しか得点できず、県と県内市の平均点が38点だったことからワースト2位という結果になりました。このランキングは3年前から行っており、一昨年がワースト6位、昨年がワースト3位、今年がワースト2位と、低順位にあってなお年々後退しています。これは、他の都道府県が透明度を高める努力をする中で、県の情報公開に後ろ向きな姿勢が県内市に悪影響を及ぼしているのではないかと思います。

第3は、2012年度政務調査費アンケート調査の結果（47都道府県、20政令市議会及び41中核市議会の108議会が対象）、領収書の収支報告書への添付について、支出項目中、事務所費、事務費、人件費を除外しているのは、和歌山県議会のみである上、金額要件をつけている僅か5県（和歌山県、島根県、岡山県、香川県、愛媛県）のうち、もっとも高額である5万円以上としているのは和歌山県議会のみであることが分かったことです。

調査結果について、昨年と比較すると、昨年度、金額要件をつけていたのは6県1市ありましたが、この間に岐阜県と仙台市が金額要件を廃止し5県となりました。このように県議会は、金額要件が年々廃止されてきている中、108議会の最後尾を拝しています。また、全国的には、会計帳簿の提出や活動報告と視察報告の作成を義務づけて提出させる自治体が年々増加する中、これらの改善も一向にみられません。加えて、1円から領収書を添付するようにした愛知県は、領収書の開示枚数が2万枚を超えるところ、収支報告書と領収書を電子化（PDF）し、CD-ROM3枚、費用210円で開示する対応をするようにしています。紙ベースだと20万円を超える費用が210円で済むのですから県民には格段に利用しやすいといえます。このように、情報へのアクセスの利便性と透明度をア

ップさせた対応と比べると、未だに何の対応も講じない県議会の情報公開・透明度の遅れは極めて遺憾です。

このような和歌山県の現状は、情報公開後進県と評されても致し方ありません。情報公開後進県からの脱却は、上記の各点でいえば、第1は、予算編成の透明化をすすめること及び県民が直接予算案に意見が言える機会を保障すること、第2は、県全体の情報公開の底上げに取り組むこと、第3は、政務調査費支出の透明度を促進することです。これらの改善は県民にとってあるべき方向であると考えられます。

ところで、県は、情報公開の閲覧手数料を徴収しようとしています。導入の理由として、不適正な開示請求の発生をあげておられますが、不適正な請求は昨年1件だったとの説明でした。昨年の請求件数は1万2787件とのことですが、そのうち僅か1件の不適正請求を理由に適正な1万2786件にも閲覧手数料を課するのは、目的を達成するために必要かつ相当な手段の範囲を著しく超えており、県民の知る権利を侵害するものといわざるを得ません。

また、情報開示における行政コストの負担の不公平（具体的には、①開示制度を利用し情報を得る者と、利用しないものの納税という形で行政コストを負担する者の間の不公平、②ほぼ同等の行政コストが必要にもかかわらず、「写しの交付」は有料であるが「閲覧」は無料であることの不公平）の改善を図ることも理由にしておられますが、そもそも、情報公開制度の利用によるコストは、県民の知る権利と県の説明責任を実現するための「民主主義のコスト」として行政が負担すべきものというべきです。その考え方としては、さらに利用者が促進されるよう、より安価で情報が提供できるようするべきであって、利用を阻害し透明度を後退させることになる閲覧手数料の新設はもとより論外です。上述の愛知県が行うようになった開示資料の電子化は、情報機器の発達・普及により容易になってきており、電子情報の開示をすすめれば、大量により閲覧を選択した請求者も、「閲覧」の無料に近い負担で開示を受けられ、より利用がすすむというべきです。

県民の願いは、情報公開後進県からの脱却であり、さらに後退させることではありません。是非、アンケートで調査した各調査項目の内容を含め、今後、一層、情報公開の促進と透明性を高めるよう改善の要望を致します。

以 上